

公務員関係判例研究会 平成 28 年度 第 7 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 28 年 11 月 17 日 (木) 15:00~17:00

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、植木弁護士、牛場弁護士、大森弁護士、木村弁護士、古賀法務省訟務局付、鈴木弁護士 (座長)、高田弁護士、田中弁護士、中町弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、森末弁護士、山田弁護士 (五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 加瀬内閣審議官、野井内閣参事官、平山人事制度研究官、森調査官、鈴木争訟専門官、畠田争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○公益通報をした職員に対する公益通報の対象とは別個の規律違反を理由とする懲戒処分の適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 防衛省懲戒停職処分取消等請求事件 (東京高裁平成 27 年 1 月 28 日判決、公務員関係判決速報 443 号 2 頁。以下「本件判決」という。) は、平成 24 年 2 月 17 日、業務文書への無断押印行為 (以下「本件無断押印行為」という。) を理由に停職 6 日間の懲戒処分 (以下「本件懲戒処分」という。) を受けた防衛省陸上自衛隊 1 等陸尉である X (原告・控訴人) が、①本件懲戒処分は違法であるとしてその取消しを求めるとともに、②本件懲戒処分が違法であること及び同処分の前後において防衛省職員による違法な公権力の行使があったことを理由として、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、国に対し慰謝料等の支払を求めた事案である。

本件判決は、X の本件無断押印行為の悪質性に鑑みれば、本件懲戒処分に裁量権の逸脱、濫用があるとは認められず、また、本件懲戒処分の意図が本件公益通報をした X への報復ないし不利益な取扱いとして行われたとは認められないなどと判示して X の請求を棄却した第 1 審 (東京地裁平成 26 年 9 月 11 日判決、公務員関係判決速報 443 号 8 頁) の判断を維持し、X の控訴を棄却した。

○ 一般職の国家公務員等については、身分保障や分限・懲戒事由が法定されているなど、公益通報をした職員に対して解雇その他不利益な取扱いを禁止することが国家公務員法上も担保されていることから、公益通報者保護法 3 条から 5 条の規定にかかわらず、国家公務員法等の定めによるとされているが、公務員法制においては、公益通報の具体的要件等が明確に規定されている訳ではないことから、任命権者等に公益通報者保護法に規定する公益通報であれば免職その他不利益な取扱いがされないよう公務員法制を適用すべきことを義務付けている (公益通報者保護法 7 条)。

- 外部へ通報されると内部では是正することなどができないところで公的な情報として外部へ情報が流れてしまうこととなるため、そのような事態は避けないとはいけない。内部で公益通報がされたときにしっかりと対処することが重要ではないか。また、処分の目的が、公益通報に対する報復ではないことをきちんと説明できるようにする必要がある。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 内部告発が有効であることを前提として、その後、別の理由で懲戒処分を行った場合、有効な公益通報に対する報復であると見られるのは、どういうときなのか。処分が公益通報に近い時期であるとそう見られるのか。処分理由があればいいのか。
- 動機の競合という話があり、真の動機が内部告発への報復であると相手方がしっかりと立証すれば、別の処分理由があったとしても、権利濫用と判断され、処分は無効と判断されるのではないか。動機の競合の問題は、別の事件の非違行為があれば、全てその論点がなくなるということではない。
- 本件では、平成 21 年 8 月 6 日に懲戒処分の手続を進めることを検討しているが、処分の理由となる非違行為（本件無断押印行為）は平成 19 年 10 月のことである。この当時、この事実を任命権者も知っていたはずで、その後すぐに処分を検討することはできたのに、検討していない。なぜすぐに処分をしなかったのか疑問がある。時間が経ってから処分をしたため、報復と見られやすくなってしまった。
- 民間の場合は、このように数年も前の行為を理由に処分することはないと思われる。本件で懲戒処分の手続を進めることを検討し始めてから処分までの期間が長くなったのは、公益通報との関連があるからであろうが、時間をおかずに処分していたら、何の問題もなかったのではないか。
- 本件無断押印行為は、公文書偽造という犯罪行為であり、大変な行為である。上司も処分されるべきである。地方公務員の場合であれば、免職もあり得る事案である。こういう行為を許していたら、組織が成り立たなくなってしまう。
- 公益通報行為への報復だから処分が無効であるということは、別問題なのではないか。あくまで、非違行為があれば、時期が遅れても処分すべきである。
- 本件は、処分されるべき非違行為（本件無断押印行為）があり、しかも、重大な違法行為であるので処分すべき事案であり、裁判所も公益通報に対する報復であるといって処分を取り消すとはいえない事案なのではないか。
- 本件は、免職もあり得る事案であるが、本当に免職処分として訴訟になったら、非違行為時と処分時が時間的に離れているので、当該処分が取り消される可能性もあるのではないか。
- 本件の非違行為が、自衛隊における懲戒処分等の基準において重処分に該当する事案であるとしても、そのうち一番軽い停職 6 日間というのは、処分として軽すぎるのではないか。
- 公益通報との絡みで、仮に無断押印行為をして偽造文書を作成し、金庫の中にある官物を窃取してそれを基に公益通報した場合、処分はどうなるのであろうか。官物の窃取は、懲戒処分の基準では免職しかないと、やはり免職とならざるを得ないのか。一般的に、動機を考えろといっているのに、公益通報という動機があるか

ら軽い処分に落とすこともあり得るのであろう。

- 通報のための手段がそれしかないのであれば、許容されるのではないか。真実と信じるために資料が必要であるから、最低限度必要なものを取得するためであれば、そのような手段も必要ではないか。宮崎信用金庫事件の事案が、許容される限界ではないか。
- 官物窃取は、そもそも、窃取してなくしてしまうことが問題となるのであって、窃取した物を自分で持っているということであれば、そこは懲戒処分を考える上で違ってくるのではないか。

(3) 次回会合は、12月15日(木)に開催することとした。